

平成21年 5月29日（金曜日）

○出席議員（16名）

議 長	能 村	憲 治 君	8 番	北 川	進 君
1 番	生 田	勇 人 君	9 番	清 水	文 雄 君
2 番	南	和 彦 君	10 番	水 口	裕 子 君
3 番	川 口	正 己 君	11 番	渡 辺	旺 君
4 番	藤 井	良 信 君	12 番	八 田	外 茂 男 君
5 番	恩 道	正 博 君	13 番	中 川	達 君
6 番	北 川	悦 子 君	14 番	南	守 雄 君
7 番	夷 藤	満 君	15 番	米 田	満 君

○説明のため出席した者

町 長	八 十 出	泰 成 君	まちづくり政策部企画財政課企画担当課長 兼行財政改革推進室長	本	郁 夫 君
副 町 長	蓑	外 史 男 君	まちづくり政策部情報政策課長 兼公聴広報室長	岩 上	涼 一 君
教 育 長	西 尾	雄 次 君	町民福祉部 町民生活課長	田 中	徹 君
総 務 部 長	出 川	常 俊 君	町民福祉部町民生活課子育て支援担当課長 兼子育て支援センター所長	宮 崎	裕 子 君
まちづくり政策部長	高 木	和 彦 君	町民福祉部 健康推進課長	重 原	正 君
町民福祉部長	川 口	克 則 君	町民福祉部 介護福祉課長	長 丸	信 也 君
都市整備部長	橋 本	稔 君	町民福祉部 環境政策課長	北 川	真 由 美 君
消 防 長	津 幡	博 君	都市整備部産業振興課長 兼企業立地推進室長	長 田	学 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	黒 田	邦 彦 君	都市整備部都市建設課長 兼北部開発対策室長	井 上	慎 一 君
総 務 部 長 総 務 課 長	島 田	睦 郎 君	都市整備部上下水道課長 兼新エネルギー開発対策室長	中 西	昭 夫 君
総務部総務課長 人事秘書担当課長	大 徳	茂 君	教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	長 丸	一 平 君
総 務 部 長 税 務 課 長	北	雅 夫 君	教育委員会生涯学習課長 兼男女共同参画室長	中 村	由 利 子 君
まちづくり政策部 企画財政課長	山 田	吉 弘 君	消防本部消防次長 兼消防署長	井 上	豊 君

○議案の委員会付託

○議長【能村憲治君】 お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第55号平成21年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第59号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまでの5議案は、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【能村憲治君】 ご異議なしと認めます。よって、各議案は議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託することに決定いたしました。



○休憩

○議長【能村憲治君】 この際、議案審査のため、暫時休憩いたします。

午後2時06分休憩



午後3時35分再開

○再開

○議長【能村憲治君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。



○議案一括上程

○議長【能村憲治君】 先ほど所管の各常任委員会に付託いたしました議案第55号平成21年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第59号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまでの5議案を一括して議題といたします。



○常任委員長報告

○議長【能村憲治君】 これより各常任委員会における議案審査の経過並びに結果の報告を求めます。

北川進総務常任委員長。

〔総務常任委員長 北川進君 登壇〕

○総務常任委員長【北川進君】 平成21年第2回臨時会において、総務常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第56号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第57号常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第58号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第59号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、賛成多数で、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

平成21年5月29日

総務常任委員会委員長 北川進

○議長【能村憲治君】 夷藤満文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 夷藤満君 登壇〕

○文教福祉常任委員長【夷藤満君】 平成21年第2回臨時会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、教育長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第55号平成21年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

平成21年5月29日

文教福祉常任委員会委員長 夷藤満

○議長【能村憲治君】 各常任委員長の報告が終わりました。



○質 疑

○議長【能村憲治君】 各常任委員長の報告に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

2番、南和彦君。

〔2番 南和彦君 登壇〕

○2番【南和彦君】 総務常任委員会の委員長に質問させていただきたいと思います。

議案第56号から議案第59号までにつきまして、私自身、まず結論から申し上げまして、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、委員長にご質問したいと思います。

人事院と総裁によります談話を拝見しておりますと、今回の勧告の骨子といいますのは、公務員の不祥事並びに民間企業のさまざまな不景気という今の状況のそういった格差是正ですね。雇用との比較をした場合の格差是正ですね。これが、表向きの理由によってこのたびの勧告があるのではないかなというふうに思います。

その中で、私はちょっと疑問があるのですが、まず根本的にこの2つの表向きの理由によって、果たして給与カットの理由と合致するかどうかというところで、委員会の中で協議されたのか。また、昨今、各自治体の財政状況というのは非常に圧迫されておる中で、その各自治体の状況というのもさまざまに違いうちにおいて、一律的な勧告に対し行政運営という面に関して弊害が起きる可能性がないのかなというふうな疑問を抱きました。

委員長の答弁を聞いてから、私の賛否を自分なりに考えたいと思いますので、ぜひ適切なるご回答いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長【能村憲治君】 北川進総務常任委員長。

〔総務常任委員長 北川進君 登壇〕

○総務常任委員長【北川進君】 ただいまの南和彦議員の質疑についてお答えいたしたいと思います。

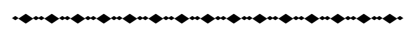
今回の条例改正については、あくまでも期末手当、6月に支給されます期末手当の減額についての条例改正でございます。どちらかというと時限立法といいますか、そういう形になりますし、恐らく国のほうでこの人事院勧告を出したのは、やはり民間のそれぞれの会社の支給額、期末手当の支給額、そういったものを参考にしながら、その減額する率を決めてきたと私は思っております。

そういった関係で、今現在の6月のこの期末手当のみの今減額でございますので、私たちそのものは賛成することに決しましたので、その点ご報告申し上げます。

以上です。

○議長【能村憲治君】 ほかに質疑ございませんか。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

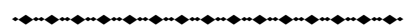


○討 論

○議長【能村憲治君】 次に、討論に入ります。

討論ありませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【能村憲治君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議案第55号平成21年度内灘町国民健

康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【能村憲治君】 起立全員でございます。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

○議長【能村憲治君】 次に、議案第56号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【能村憲治君】 起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

○議長【能村憲治君】 次に、議案第57号常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第58号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【能村憲治君】 起立全員であります。よって、議案第57号、議案第58号の2議案は原案のとおり可決されました。

○議長【能村憲治君】 次に、議案第59号一

般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【能村憲治君】 起立多数であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。



○閉議・閉会

○議長【能村憲治君】 以上で今回の臨時議会に付議されました議件は全部議了いたしました。

よって、平成21年第2回内灘町議会臨時会を閉会いたします。

皆さん大変ご苦労さまでございました。

午後3時47分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、
ここに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員